



養護者(介護者)を支援するためのアドバイス

高齢者虐待防止法は 養護者の支援も盛り込む

高齢者を介護する家族など養護者の支援は、高齢者虐待の防止及び被虐待者の保護とともに、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下、高齢者虐待防止法)の目的(第1条)の一つです。単に、高齢者虐待を防止するというだけではなく、養護者の支援という「福祉の法律」としての性格を持った法律と言えます。

養護者の負担の軽減を図る規定として高齢者虐待防止法では、例えば、「養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置」(第14条)を、市区町村に義務付けています。さらに、「養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るために緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置」(第14条第2項)も、市区町村が講じなければならないと定めています。養護者への支援を、これほど明確に定めた高齢者虐待防止法は、恐らく世界でもまれでしょう。

高齢者虐待防止の分野における先進国の一、アメリカには、「全米家族ケア提供者支援プログラム」(NFCSP)というものがあります。家族、介護者への支援を目的とするこのプログラムは、2000年10月に、高齢アメリカ人法(OAA)の第3条パートEとして、始まりました。アメリカでの対応は、1970年代の初めころから、州法である成人保護サービス(APS)法として法制化され、連邦レベルでも、1992年10月に、OAA第7条で、家庭内及び施設内の高齢者虐待防止プログラムが始まっています。しかし、APS法も、OAA第7条も、養護者に対する支援の規定までは含んでいません。

市区町村は 養護者支援の窓口を用意

さて、我が国では高齢者虐待防止法施行後、多くの市区町村などで養護者を支援するための様々な取組が始まっています。重要なことは、虐待を受けた高齢者の安全の確認と確保を第一に行なうことはもちろんですが、それだけにとどまらないで、次の虐待をどのように防止していくかということです。そのためには、高齢者と養護者(介護者)の関係、高齢者と養護者のそれぞれの特別な事情や周辺の状況を、できる限り客観的に把握することが大切です。

一方で、養護者の立場から見ますと、介護について相談をしたり、指導や助言を受けることのできる専門家が必要です。こうした専門家は、身近な市区町村にある下の3つの機関、部署の窓口に必ずいます。

- (1) 地域包括支援センター
- (2) 市区町村の介護保険担当
- (3) 市区町村の高齢者福祉担当

養護者が利用できる、あるいは支援の具体的な内容は、地域によって多少の違いがありますが、上の機関、部署に問い合わせてみることをお勧めします。

養護者の負担を軽減するには、介護保険の適応を受けて利用できる次のようなサービスもあります。

予防給付におけるサービス

【介護予防サービス】

- 訪問サービス
 - ・介護予防訪問介護
 - ・介護予防訪問入浴介護
 - ・介護予防訪問看護
 - ・介護予防訪問リハビリテーション
 - ・介護予防居宅療養管理指導
- 通所サービス
 - ・介護予防通所介護
 - ・介護予防通所リハビリテーション
- 短期入所サービス
 - ・介護予防短期入所生活介護
 - ・介護予防短期入所療養介護
- その他
 - ・介護予防特定施設入居者生活介護
 - ・介護予防福祉用具貸与
 - ・特定介護予防福祉用具販売
- 【地域密着型介護予防サービス】
 - ・介護予防小規模多機能型居宅介護
 - ・介護予防認知症対応型通所介護
 - ・介護予防認知症対応型共同生活介護
(グループホーム)
- 【介護予防支援】
- 【住宅改修】

介護給付におけるサービス

【居宅サービス】

- 訪問サービス
 - ・訪問介護
 - ・訪問入浴介護
 - ・訪問看護
 - ・訪問リハビリテーション
 - ・居宅療養管理指導
- 通所サービス
 - ・通所介護
 - ・通所リハビリテーション
- 短期入所サービス
 - ・短期入所生活介護
 - ・短期入所療養介護
- その他
 - ・特定施設入居者生活介護
 - ・福祉用具貸与
 - ・特定福祉用具販売

【居宅介護支援】

【施設サービス】

- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設

【地域密着型サービス】

- ・小規模多機能型居宅介護
- ・夜間対応型訪問看護
- ・認知症対応型通所介護
- ・認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【住宅改修】

虐待者が問題を抱える場合 治療やカウンセリングも必要

高齢者虐待防止法が規定する養護者の支援は、介護に関する身体的負担、疲労、ストレスなどを軽減することです。しかし、虐待は、単に身体的負担やストレスだけで起こっているわけではありません。高齢者と介護者の間での個々の事情、特別な背景、要因なども関係していると言われています。

例えば、虐待者に精神的な問題があったり、アルコール依存、薬物依存が疑われたりすることがあります。ギャンブルへの依存から、経済的虐待に及ぶことも十分考えられますし、虐待者の身体的障害や慢性の疾病が虐待の原因であったケースも報告されています。このような問題を抱えた虐待者に対しては、前述の地域包括支援センターや、市区町村の介護保険担当、高齢者福祉担当などの専門家に協力を求めるようにアドバイスすることが、状況を改善する第一歩です。場合によっては、保健所の精神保健担当に相談し、治療やカウンセリングが必要になることもあるでしょう。高齢者虐待の問題は、たやすく解決できるものではありません。地域で身近に暮らす方々が、偏った価値観で養護者を批判することのないように、高齢者とともに養護者への支援という視点を持つことが大切です。

■参考文献

- 高齢者虐待防止マニュアル：高齢者待遇研究会：平成9年3月
- 高齢者虐待対応マニュアル：世田谷区：平成17年3月

法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を行うとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行う。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があつた場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じておそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の第四項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第三号又は第十二条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を

講ずるものとする。

(立入調査)

第十二条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第一百五十五条の三十九第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行なう場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

(連携協力体制)

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(専門的に従事する職員の確保)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第一百五十五条の三十九第二項の規定により設置された地域包括支援センターその他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。

(周知)

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に關し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要な助言を行なうことができる。

第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行つた養護者に対する相談、指導及び助言その他の必要が得られる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であつた場合は、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(専門的に従事する職員の確保)

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、これら事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第一百五十五条の三十九第二項の規定により設置された地域包括支援センターその他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。

(周知)

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に關し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要な助言を行なうことができる。

早期発見に役立つ 12のサイン

高齢者虐待防止の手引

■発行日 平成19年3月31日

■企画・発行 財団法人厚生労働問題研究会

〒162-0051 東京都新宿区西早稲田2-2-8

TEL. 03-3203-1493

FAX. 03-3203-1495

URL. <http://www.koroken.or.jp/>

E-MAIL. info@koroken.or.jp

■製作委員会

製作委員長 多々良 紀夫（淑徳大学総合福祉学部・大学院総合福祉研究科 教授）

製作委員 遠藤 英俊（国立長寿医療センター 包括診療部長）

製作委員 柴尾 慶次（社会福祉法人南海福祉事業会フィオーレ南海 施設長）

製作委員 角田 幸代（横須賀市健康福祉部長寿社会課高齢者虐待防止センター 主査）

事務局統括 大高 博光（財団法人厚生労働問題研究会）

平成18年度 厚生労働省老人保健事業推進費等補助金
老人保健健康増進等事業